

平成26年4月7日

了解事項

警察庁交通局交通規制課長
高木 勇人



国土交通省道路局道路交通管理課長
池田 豊人



- 1 公安委員会及び道路管理者が、それぞれ情報装置（名称のいかんを問わず情報を収集又は収集・提供する機能を有するものをいう。）により収集した情報について、公安委員会は道路管理者に対し道路管理上必要な情報を、道路管理者は公安委員会に対し交通管理上必要な情報を、それぞれ相互に供与するものとする。
- 2 道路管理者は、高速道路以外の管制エリア内に設置した情報装置により情報の提供を行わないものとする。
- 3 (1) 国土交通省は、経路情報を収集する情報装置（以下「経路情報収集装置」という。）を設置しようとするときは警察庁と協議するものとする。
(2) (1)において、警察庁と国土交通省は経路情報収集装置の設置・運用が円滑に行われるよう相互に協力するものとし、国土交通省は、公安委員会が交通管理のために行う管制エリア内の交通情報の収集について、将来における交通管理に支障が生じないよう配慮するものとする。
- 4 警察庁と国土交通省は、道路管理者が公安委員会に対し情報装置で収集した情報を交通管理に必要な水準で供与するため、技術的課題を始めとした諸課題があるものの、その実現を前提に検討会を設置するものとする。
- 5 このほか、道路交通情報に関し、両省庁間で従来確認されてきた事項は変更ないことを確認する。